

傍聴規則及び委員会傍聴規則の改正骨子案に対するご意見をお寄せください。



【意見募集方法等】

- 1 意見募集期間 令和7年12月18日(木)～令和8年1月16日(金)
- 2 意見提出方法 意見提出用紙により議会事務局に持参、郵送、Fax 若しくはEmailで提出
又は市議会ホームページからLoGoフォームにより提出
- 3 お問合せ 松本市丸の内3番7号 松本市議会事務局
電話 0263-34-3210 Fax 0263-34-9811
電子メール gikai@city.matsumoto.lg.jp

Q 改正の背景は？

- 1 松本市議会傍聴規則及び松本市議会委員会傍聴規則とは・・・

松本市議会傍聴規則及び松本市議会委員会傍聴規則（以下「傍聴規則等」といいます。）は、松本市議会本会議及び委員会の傍聴に関して必要な事項を定め、地方自治法第115条第1項本文に規定する会議公開の原則の徹底を図りつつ、同法第130条第1項及び第2項に規定する会議中の秩序維持を図ろうとするものです。

- 2 改正の背景

松本市議会傍聴規則は昭和44年の施行から、松本市議会委員会傍聴規則は、平成16年の施行から、それぞれ個別条項の改正はあるものの、全般的な見直しは行われていないため、この間の社会情勢等の変化を踏まえると、全般的な見直しが必要でした。加えて、傍聴規則等は、標準傍聴規則（全国市議会議長会が策定している「標準市議会傍聴規則」をいいます。以下同じ。）に準じた条項を備えており、標準傍聴規則が令和7年2月に改正されたことから、当該改正を踏まえた見直しも必要となりました。

そこで、松本市議会では令和7年4月から傍聴規則等の全般的な見直しに取り組み、今般、必要な改正を行おうとするものです。

Q 市民生活にどんな影響を与えるの？

主な改正内容と市民生活への影響は次のとおりです。

- 1 会議中の秩序維持等の観点から、傍聴受付証にこれまでどおり傍聴人の住所及び氏名の記入を求めるものの、傍聴人の年齢の記入を不要とします。
→ **傍聴受付証記載事項が簡略化されます。**
- 2 傍聴定員を減ずる事由について、重大な感染症まん延時及び大規模災害発生時に加え、その他のやむを得ない事由を追加します。
→ **傍聴人の安全確保のため、雨漏りなど客観的に傍聴席が使用できない場合は、傍聴をご遠慮いただく場合があります。**
- 3 傍聴人に対する携帯禁止物の携帯に係る質問権と、これに応じない傍聴人に対する入場拒否権に係る規定を追加します。
→ **議場等の秩序維持と安全確保を徹底します。**
- 4 傍聴人による情報通信機器の使用範囲を見直します。
→ **スマートフォン等が日常生活に不可欠となっていることを踏まえ、より傍聴しやすい環境を整えます。**
- 5 社会情勢を踏まえた用語の整理を行います。
→ **より分かりやすい傍聴規則等を整備します。**

ご意見を
お待ちしています！

